

## 石狩市観光振興計画検討会設置要項

### (目的)

第1条 石狩市観光振興計画策定にあたり、本市各観光振興に関連する団体等が連携し、魅力的な計画策定及びその推進に向けた検討を行うため、「石狩市観光振興計画検討会（以下「検討会」という。）」を設置する。

### (検討会の協議・検討事項)

第2条 検討会は、次に掲げる事項について協議・検討にあたるものとする。

- (1) 観光振興計画の策定に関する事項
- (2) 観光振興に関する事項
- (3) その他、前条の目的を達成するために必要な事項

### (組織)

第3条 検討会は、委員10名以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 有識者
- (2) 石狩市農業協同組合
- (3) 北石狩農業協同組合厚田支所
- (4) 石狩湾漁業協同組合
- (5) 石狩商工会議所
- (6) 石狩北商工会
- (7) 石狩青年会議所
- (8) 一般社団法人石狩観光協会
- (9) 前各号に掲げる者のほか、企画経済部産業振興担当部長が特に必要と認める者

3 委員は、企画経済部産業振興担当部長が選任する。

4 検討会に会長1名、副会長1名を置き、委員の互選により選出する。

### (任期)

第4条 委員の任期は、選任の日から観光振興計画の策定の日までとする。

2 前条第4項の規定する会長及び副会長の任期は、選出の日から観光振興計画の策定の日までとする。

### (会長及び副会長)

第5条 会長は、検討会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理する。

(意見の聴取)

第6条 検討会は、必要があると認めたときは、関係者の出席を求めその意見を聴くことができる。

(報償)

第7条 無償とする。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、石狩市企画経済部商工労働観光課において行う。

附 則

この要項は、平成28年6月17日から施行する。